

## 令和5年度第1回指定管理者制度モニタリング会議

### 議題1 「副委員長の選任について」

指定管理者制度モニタリング会議設置要綱に基づき、佐藤委員を副委員長に選任した。

### 議題2 「指定期間2年度目の個別確認」

〔県営住宅等（横浜等地域、川崎地域、相模原等地域、横須賀三浦地域）〕

（資料1-1の概要を施設所管課（公共住宅課）から説明）

#### ○澤田委員

資料1-1①の苦情・要望等について、4地域それぞれの概要と対応状況に全く同じことが書かれている。また、資料1-1②においても、令和3年度の情報漏洩に関する内容について4地域すべて同じことが書かれているが、実際はどうだったのか。

#### ○公共住宅課

苦情要望の窓口は4地域でそれぞれ別に設置されている。また、令和3年度に発生した情報漏洩は横浜等地域だけで起きている。

#### ○澤田委員

4地域に共通して気を付けなくてはいけないことはあると思うが、地域が違って実情が違うということであれば、地域ごとに書き分ける必要があると思われるので、ご検討いただきたい。

#### ○公共住宅課（住宅管理グループ）

おっしゃる通りなので、そちらについては検討したい。

#### ○小林委員

利用者アンケートの回収率が9割以上を超えていて素晴らしいと思ったが、回収率を上げるに当たっての工夫などがあればお聞かせいただきたい。

#### ○公共住宅課

郵送で実施しているので6割回収できれば良い方だと思う中、9割を超えて回収できているのは高い数値だと思うが、回収率を上げるために工夫したといった報告は特段受けていない。

#### ○奥出委員

どちらかと言えば、私は逆の目線で捉えている。利用者に一斉に郵送する満足度調査となると、答えない方が一定数現れて6割ぐらいになるイメージはある。しかし、こちらは自治会向けに行っている満足度調査であり、回収率が10割に近くなるというイメージがある。

#### ○公共住宅課

高齢化が進んでおり、80歳を過ぎている自治会役員の方もいるので、集まるのも難しい状況がある。そうした理由からご回答いただけないケースがあると思っている。

#### ○小島委員長

自治会の加入率についてはどうか。基礎自治体によっては、町内会自治会の加入を促進する条例がある。住民票を移す際などに加入を進めていると聞くと、自治体が直接一軒ずつ回って「入ってください」とは言えない。その点、指定管理者の方が加入を推奨しやすいかもしれないが、県営住宅の入居者は、外国世帯の方や母子家庭の方など色々な方がいらっしゃる。現実的には指定管理者としても加入促進をやり切れないのではないかと。

#### ○公共住宅課

入居者の募集業務については指定管理者とは別の法人に委託しており、入居が決まった方には、強制ではないが、できるだけ自治会には加入していただきたいとご案内している。また、自治会の依頼を受けて指定管理者が入会をお願いするケースもある。

ただ、当課にも「自治会の参加は強制ではないですよ」といった問合せが入ることもある。その場合は強制ではなく任意であることをお伝えした上で、自治会活動の趣旨等も踏まえて、できるだけ加入していただきたいという趣旨の説明をしている。

#### ○佐藤副委員長

苦情・要望を見ると、どの地域も職員（指定管理者）の対応があまり良くないという書きぶりとなっている。色々な住民の方がいらっしゃるということなので、対応に苦労されていると思うが、どの団地でもこういった苦情はあるのか。

#### ○公共住宅課

県営住宅の指定管理は、他の集客施設のように、休みの日に1日だけ利用する施設とは異なり、お住まいになる施設のため、ほぼ毎日接しているようなところがある。

また、入居されている方は、高齢者や障がい者等の配慮が必要とされる方が多い。

さらに、施設の老朽化が進み、修繕の要望をいただくことも多いが、予算の都合上応じられない場合もあるため、そのような場合には苦情に繋がることが多いと考えている。

#### ○奥出委員

資料1-1①の指定管理料が当初予算と決算額とで大きな開きがあることに驚いている。例えば、令和4年度の横浜等地域は、当初予算が約21億円に対して決算が約37億円となっているが、どのような仕組みなのか。

○公共住宅課

当初予算については、県営住宅の家賃収入や駐車場の利用料収入など、収入見合いで実施する部分は収入確実と見込まれるもののみを計上している。また、修繕費の関係でも、当初予算では収入見合いで計上していない部分がある。こうした理由から当初予算と決算額に乖離が生じる状況となっている。

○事務局

指定管理料の当初予算と決算額の違いについて事務局からも補足説明したい。県営住宅の施設管理を所管する住宅営繕事務所に確認したところ、令和4年度の横浜等地域で当初予算と決算額の間には乖離が見られる一因として、国の補助を受けて計画的に行う修繕の補助金の内示額が当初予算の後に出たことにより、10億円程度の差となったことを確認している。一方、令和2年度については、当初予算の段階で国の内示額が出ていたため、大きな差が見られないとの説明を受けている。

○奥出委員

資料1-1②のI(3)の小項目「県営住宅等を取り巻く様々な課題についての取組」に記載のある「健康相談ダイヤルの実施」は、選定の際に高評価であったと説明があったが、実際に健康相談ダイヤルにはどのような相談があったのか伺いたい。

○公共住宅課

ご質問の内容については、後日回答させていただきたい。

〔後日確認結果〕

「健康相談ダイヤル」は、病気及びメンタルヘルスに関する問い合わせが大部分を占めている。具体的には、病気は、免疫異常、消化器、心、代謝・内分泌及び血液等の疾患に関して症状、受診の必要性及び食生活の見直しに関する相談、メンタルヘルスは、内因・ライフスタイル等に関する相談があった。

○佐藤副委員長

指定管理料のうち修繕費についてはリスク分担で指定管理者が負担する限度額が設定されており、それを越えた分を県が負担していると思うが、実際どのように分担しているのか。

○公共住宅課

修繕工事については、基本的に全て指定管理者が行っている。

○佐藤副委員長

修繕規模が大きくても、指定管理料の中で行っているのか。

○公共住宅課

そのとおりである。

○小島委員長

県営でも、基礎自治体でも、一般的に公営住宅には2つの大きな課題があると考えられる。一つは施設の老朽化の問題。格差社会が進行してきて、居住福祉の最後の砦だが、施設が老朽化している。

もう一つは、高齢者の割合が圧倒的に高いことや、母子家庭、貧困家庭、外国人等の入居者をどのように社会的に包摂していくかという課題である。県営住宅は、その拠点や役割を果たさざるを得ないため、施設管理サービスだけではなく、社会的な包摂機能をどこまで担わせることができるのかという点がかなり重要な意味を持ってきている。また、インフラのスケールメリットという点では県営の意味があると思うが、生活保護や地域包括ケア等は市町村で動いているため、県では直接できない。

自治会の役員は高齢化により役員の交代もままならないと聞いている。そうなると、自治会のサポートや地域包括ケア、社協等と連携など、指定管理者が団地マネージャーとしてどこまでできるかがこれからの重要なテーマと言える。

平塚でマルシェの話もあったが、指定管理者が地域資源をどこまで繋げていけるかも重要となる。市営住宅の場合は、市民活動センター等の繋がりがあるが、県営住宅の場合は、地域の公的な団体や市民活動団体等との連携状況はどうなっているのか。

○公共住宅課

現行の指定管理業務では市町村やNPOと連携した取組までは求めている。先程の概要説明で大学生が県営住宅に入居して自治会活動などの担い手となる「神奈助人s」（かなすけったーず）の話をしたが、県直営で行っている部分が多い。

横浜市は県の社会福祉協議会を通じて地域ケアプラザを持っているため、県営住宅の空き住戸を見守りのサテライトセンターとして活用するケースや、NPO法人に空き住戸に入ってもらって子ども食堂、学習支援や子どもの図書館のような事業をやっていただくケースもある。しかし、こうした事業は、指定管理者に協力いただく部分もあるが、基本的には県直営で行っている。

今後はこうした事業も指定管理者にお願いできるようになればと思うが、そこまで至っていない状況である。

○小島委員長

公営住宅は社会的包摂の最後の拠点でもあると思うが、現在の県営住宅は施設管理の観点から指定管理者制度を導入しており、その隙間をどう埋めていくかという問題がある。「健康団地」というコンセプトをお聞きしたので、今後に向けての問題提起である。

例えば「神奈助人s」は、入居基準全体として大学生を受け入れることで、大学等が近くになくてもできる。また、海外では社会的包摂や多文化共生として、一緒に野菜を育てながら収穫祭等を通してコミュニティを形成する取組例がある。こういったアイデアを誰が出していくか。社会的包摂のスキームをどのように展開していくかが次の課題であると思う。

また、災害対応としての安否確認システムの話があったが、他地域からの社員派遣等の構築や災害リスクシステムの実施は重要である。安否確認システムは「大丈夫ですか」と聞くところまではできると思うが、災害対策基本法上の避難行動要支援者に対してどうやって対応するのか。例えば80歳の町内会の役員の方が、避難行動要支援者を連れて避難することは難しい。

また、被害を受けなかった地域から社員を派遣すると言っても、神奈川県全体が大規模震災を受けた場合は、埼玉県や東京都も被害が出ているので、遠い地域から派遣するには時間的なロスが発生する。やはり地域の中でどうやって即時的に対応できるか。大規模災害が発生した時にシステムが稼働するかというシミュレーションも重要である。

○奥出委員

「神奈助人s」は公共住宅課のアイデアで始めたのか。

○公共住宅課

「神奈助人s」のような大学生入居は全国的に行われており、神奈川県もコミュニティ活動が低下している中で、何かできることはないかということで、昨年度から実施し、現在10人の方に入居していただいている。県の職員が自治会と学生とのコーディネートを月に1、2回やって何とか繋げている状況である。学生が入居するにあたっては老朽化している部屋の修繕等も必要になり、そういう部分に対して様々なご意見はあるものの、大部分の入居者の方には若い人が入って力仕事等をやらせてもらえたと喜んでいただいている。

○奥出委員

とても良い企画なので、課題などを超えて行ってほしいと思う。

○公共住宅課

現在は横浜国立大学と連携している1団地のみだが、うまくいけば横展開したいと考えている。

○小島委員長

学生は勉強もあり、4年で出てしまうので、教員が間に入るなどして常に世代継承する必要がある。中間支援的に繋ぐNPOやコーディネーターを行う専門家がいないと継続していくのは難しいと思うが、今後の取組に期待したい。

### 議題3 「指定期間4年度目のモニタリング結果報告書」

(資料2-1から資料2-4の概要を事務局(行政管理課)から説明)

○澤田委員

資料2-1の説明で、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の利用者満足度がCとなった理由として、アンケート内容の検討が不十分で「わからない」との回答が目立った結果であるとの説明であった。本人の障がいの程度にもよると思うが、今回「わからない」との回答が目立った背景について確認したい。

○事務局

本件については、障害サービス課からアンケート用紙をいただいております、その回答項目を見ると、「はい、いいえ、わからない」の3択で答える様式となっている。イラストなども入っており、例えば生活面に関しては「ごはんを楽しみにしていますか」や「よくねむれていますか」という質問が並んでおり、障がいの特性に合わせ、質問内容も分かりやすく工夫されているように思う。

令和3年度はオンブズマン協会の協力を得ながら意思表示の確認を行ったが、令和4年度は施設内で新型コロナウイルスなどの感染が起きていたため、結果として協会に依頼することができなかったようである。比較的技能を持った園の職員によって聞き取りが行われたようであるが、令和3年度のようにうまくいかなかったと伺っている。

なお、今年度については、オンブズマン協会に改めて相談しながら、意思表示を読み取る職員のスキル向上も含め、利用者満足度調査の見直しを行っているところである。

○澤田委員

すごく工夫していることが伝わってきた。

○小島委員長

全体的には3項目評価のSが18%、Aが42%ということで、上位2つが60%となったとのこと。この3年間は利用状況がどうしても落ちていたが、令和4年度からはコロナを原因とした長期の休館等はなくなってきている。従って利用状況の悪化を要因として3項目評価が下がることは全体としてなくなってきているはずである。そのため、対象施設は違って

も利用状況の傾向は上方へシフトし、収支も改善傾向が見られる。

○佐藤副委員長

コロナが落ち着き、利用状況が上がっているということだが、全国的に、観光地やホテルでは、今度は人手不足の問題が起きている。今後、指定管理施設も来館者が増えると思うが、民間と同じように人手不足等が懸念される。これからの話だと思うが、推移を見ていきたい。

#### 〔花とみどりのふれあいセンター〕

○小島委員長

花とみどりのふれあいセンターは指定期間が20年間のPFI施設であり、今回は期間満了前の中間報告となるが、委員の皆様からご意見をいただきたい。

○佐藤副委員長

収支状況についてお聞きしたい。PFI施設ということであるが、資料2-4を見ると、収支差額がマイナスになっている。決算で結果的にマイナスになることはあるが、当初予算がマイナスということは、提案時点からマイナスと思われる。PFI事業者の選定時に、長期の事業計画を提出してもらおうと思うが、なぜこの事業者が選定されたのかという話になる。キャッシュフローベースで黒字になれば良いという評価だったのか。

○農政課

当施設は平成21年の12月からの指定期間となっているが、その後、経営状況の悪化に伴い、平成26年度に特定事業契約を変更し、計画と契約内容の見直しを実施している。その際に収支バランス等もすべて見直した結果、それ以降の収支計画はマイナスの当初予算となっている。

○佐藤副委員長

それは想定より利用者数が伸びなかったことが原因なのか。需要予測は事業者が想定したのか。

○農政課

提案時の需要予測は県ではなく事業者に提案をしていただき選定を行っている。当初の目標値は事業者が設定し、それに対する利用料金の見込額も事業者による提案となる。支出が想定されるものについても事業者が提案して、その差額分を指定管理料と設定している。

○佐藤副委員長

そうすると需要変動のリスクは事業者が負っているということだと思うが、そのままではまずいということで変更契約をしたのか。

○農政課

そのとおりである。

○佐藤副委員長

収支はマイナスであるが、キャッシュフローは黒字だから問題ないという評価か。

○農政課

現在運営している神奈川GAパートナーズからキャッシュフロー計算書は受け取っていないが、長期の収支計画にキャッシュフローの記載があり、黒字となっている。

○農政課

訂正の説明をさせていただきたい。資料2-4に自主事業の欄がある。花と緑のふれあいセンターは自主事業としてレストランと売店を運営しているが、本資料に記載していなかったため、改めて事務局と調整の上、追記させていただきたい。

〔後日対応結果〕

自主事業としてレストラン及び売店を運営しているため、モニタリング結果報告書5の「管理運営等の状況」欄を修正した。

○事務局

自主事業としてレストランや売店等を経営しているとのことだが、自主事業の収支を含めた全体の収支状況がわかれば教えていただきたい。

○農政課

自主事業の収支は手元がないため、後日回答させていただきたい。

〔後日確認結果〕

自主事業であるレストラン及び売店の収支状況について、直近3年では赤字となっており、令和4年度は約980万円の赤字であった。

○澤田委員

資料2-4の利用者満足度について、2点お聞きしたい。まず、アンケートの配布対象が「入園者20名毎」とのことだが、質問内容が「花菜ガーデンの印象についてお聞きします。全体満足度について」と書かれている。難しいことを聞いているわけではないので、全員に配布しても良いのではないのかという疑問があるが、どのようなお考えか。

○農政課

アンケートを 20 名毎に実施していることについて特定の理由があるとは聞いていない。委員がおっしゃった通り、質問項目は決して難しくないので、より多くの結果を取れると良いと思っている。

○澤田委員

もう一つ、どうしても閑散期があると思う。私自身も寒い時期はあまり行かないだろうと思うが、冬でも咲くような花を展示するなどの努力が見られる。指定管理者は、アンケートの際に季節等によって分析されているのか。

○農政課

アンケートの内容を季節等に応じて変えるといった取組は、おそらく行っていない。

○澤田委員

分析することで、利用者の増加や指定管理者の利益に繋がることもあると思っている。

○小島委員長

こちらの施設は、季節的な問題とアクセスの問題があると思っている。電車で行きにくいと、集客範囲が限られているように見える。

アクセスの問題については、駅から送迎バスを走らせるとコスト増になってしまうので難しいかもしれないが、例えば県営住宅がこれだけあるので、花を見るバスツアーを企画するなど、施設の垣根を超えた連携を工夫したら、人気になるかもしれない。

また、農の方も強みが活かされると良いと思っている。横須賀市にも「ソレイユの丘」という施設があり、かなり大きな体験農園のスペースがある。地産地消のレストランや収穫祭など、花だけとしないのが重要かと思う。

**議題 4 「令和 6 年度に指定期間満了予定の施設の管理運営状況総括」**

(資料 3-1 から資料 3-2 の概要を事務局 (行政管理課) から説明)

**〔かながわアートホール〕**

○文化課

事前にお配りしていた資料には自主事業の部分について記載がなかったため、本日、差替えをお願いしたい。

なお、自主事業の収支は確認中であるため、修正や返還等が発生する場合には、来

年度に改めて報告させていただきたい。

○澤田委員

かながわアートホールには、入口の池にかわいいカモがいて、頻繁にSNSを更新するなど、広報活動を頑張っていると感じているので、そういう努力を続けていただければと思う。

○奥出委員

利用者数が令和2年度以降は回復基調にある。一方で、支出は令和2年度と3年度は黒字だったが、令和4年は赤字に転落している。新型コロナウイルス感染症の影響による補填等もあったのかもしれないが、何か事情があるのか。

○文化課

赤字の一番大きな要因としては、光熱費の値上がりがある。補填については令和5年度6月補正予算で承認され、今年度補填される予定となっている。

○事務局

事務局からも補足をさせていただきたい。文化課から説明があったとおり、令和4年度は原油価格の高騰を背景として、指定管理施設を含めて、光熱費の値上がりがあった。基本協定書においては、リスク分担の基準により、物価変動に起因する増加費用は、特段の理由がない限り、原則として指定管理者の負担となる。

しかし、今回は、この特段の理由に該当する例外的な取扱いとして、県が費用負担を行うこととなった。令和5年度6月補正予算で議決をいただいたところであり、来年度のモニタリング結果報告書に反映されることになる。令和4年度には反映されていないので、その部分に関しては、収支でマイナスの影響を与えている状況となっている。

○小島委員長

コロナ禍にあって閉館を余儀なくされた中、代替的な手段としてWeb配信が行われたと聞いている。しかし、ポストコロナでは、時限的な代替措置ではなく、広域的なマーケティングや直接来館することが難しい方へのユニバーサルサービスに繋がる可能性もあり、こういった文化施設では、むしろWeb配信を通して、実際に足を運んでもらうなどの相乗効果をもたらしていけるかが今後の課題になると感じている。

〔スポーツ会館〕

○佐藤副委員長

収支差額がマイナスとなっているが、この施設はマイナスになる収支構造なのか。

○スポーツ課

手元に令和元年度以前の資料がないため、後日回答させていただきたい。

〔後日確認結果〕

積算上、マイナスになる構造の施設ではないが、平成 18 年度から続く現指定管理者による指定期間のうち、少なくとも平成 27 年度から収支状況はマイナスが続いている。

○事務局

事務局から補足をさせていただきたい。公表されている情報では、平成 27 年度以降から収支としてはマイナスが続いている。

○小島委員長

コロナ禍前から指定管理者はずっと同じであり、構造的な要因ではないか。

○スポーツ課

先程のご質問と含めて後日回答させていただきたい。

〔後日確認結果〕

積算上、マイナス収支になる構造の施設ではない。設備の老朽化による修繕費の増加や開館日の増加による光熱水費の増加など、県の想定を超える支出の積み重なりや、施設の利用者数が目標値に達していないことによる収入の減少等により、収支がマイナスになったと思われる。

○小島委員長

施設の老朽化や他の理由があるのではないかと考えている。SNS等でタイムリーな空室情報の発信を行ったとあるが、Zoomによる会議が一般的になってから、部屋貸し業は厳しくなっているように思う。SNSを使った情報発信等は必要だと思うが、体を動かす以外の様々な企画の展開についてもご検討いただきたい。

○小林委員

スポーツ会館の収支に関して、施設の利用者数が目標値に達した場合は収支がプラスになるという理解でよいか。

○スポーツ課

そのとおりである。

○小林委員

赤字が続いている場合、指定管理者を変えたら黒字化できるという考え方はないのか。

○佐藤副委員長

今のご質問に加えて、そもそも指定管理料が少ないということはないか。企業努力にも関連すると思うので、実態を教えてください。

○奥出委員

私はこちらの施設を利用したことがあるが、体育館利用の団体がたくさん入ってこない、収入が上がらないと想像する。1団体に貸す場合、利用者数が増えても収入は変わらないのか。利用料金の仕組みを教えてください。

○スポーツ課

現在の利用料金体系では、1時間当たりの設定のため、貸切りであれば何人来ても同じとなる。

○奥出委員

利用者数よりも、貸出枠がどれくらい埋まっているかの方が収支に影響するということか。

○小林委員

今は人数で目標値を設定しているが、目標値の設定自体を貸出枠の埋まり具合で行った方が良いということか。

○奥出委員

そうかもしれない。貸出しのコマ数、ここではコマ割と呼ばせてもらうが、コマ割を組んだ時にどれくらい充足しているかという方が収支には影響すると考えられる。ただ、利用頻度の高さを人で測るのか、団体で測るか、あるいはコマの埋まり具合で測るのかは、その建物の構造等によって変わるだろう。この施設の場合は、枠の埋まり具合というイメージだが、そのニュアンスをレポートとしては捉えていただきたいと思っている。

一番上のフロアに体育室があって、その下のフロアが会議室、体育協会の事務所と見受けられるが、体育館と会議室でミックスした方法もあるのかもしれない。

○小島委員長

施設としての特性が希薄化すると、ここよりも安く学校体育館を使えるからなど、必ずしもスポーツ会館でなくても良いとなる可能性がある。費用もそうだが、施設特性をもう一度

再定義するところから始めないといけない気がする。

○小島委員長

上二つのフロアしか利用できないようだが、施設の特性に立ち返りながら、ある程度のスパンをとって、構造的な要因との相関関係をもう少し分析いただきたいと思う。

### 〔武道館〕

○奥出委員

休館は当初の選定時から織り込まれていた内容だったのか。

○スポーツ課

織り込まれていなかったと思うが、後日回答させていただきたい。

#### 〔後日確認結果〕

令和元年1月の次期指定管理者募集時に、募集要項の中で「今後、本施設は改修工事を行う可能性がある。改修工事が行われる場合、工事の内容にもよるが、一定の期間、施設運営に支障を来たす場合が想定される」旨を記載し、休館の可能性も示した上で募集していた。

○奥出委員

選定時に指定管理者が予算を配分したと思うが、当初予算が前年度対比で400万円ぐらい下がっているのは、当初から織り込まれていたというイメージでいる。武道館も収支が厳しいようなので、新型コロナウイルス感染症の影響を引っ張っているとの理解でよいか。

○スポーツ課

現在の指定管理者であるシンコースポーツに変わってすぐにコロナ禍になっているため、その理由が大きいと思われる。ご質問のあった指定管理料は後から下げている。

○奥出委員

シンコースポーツは、公共施設を有効活用する優秀な指定管理者として、プログラム、カリキュラム、コンテンツと言われるメニューもかなり豊富で、武道館という特殊な施設の中でも、多彩なメニューを展開されている印象を持った。豊なので正座しやすいからだと思うが、書道も面白い企画だと思っている。

利用者の年齢層は高いのか。

○スポーツ課

全体的に高いと思われる。

○小島委員長

柔道をやりたい小学生というのは私の時代はいたが、多分減っているだろう。しかも、町道場と違い、大会等が頻繁でないと、これだけの武道館全体を活気づけることは難しいと思われる。その中で、書道も含めて、色々なことをしているのは良いアイデアである。ヨガもあるので、次は禅とか、護身術教室とかも考えられるが、武道の種類は、柔道、剣道、弓道、空手、薙刀、柔剣道くらいか。

○スポーツ課

そのとおりである。

○小島委員長

合気道や少林寺拳法はあるか。

○スポーツ課

施設としてはできることになっている。

○小島委員長

例えば、ヨーロッパ等では合気道が人気と言われている。武道館という施設が社会変動に応じて武道の概念をどう捉え直して合わせていくかが、やはり必要だと思っている。

○奥出委員

施設利用はどれくらい埋まっているのか。県大会となると、神奈川県の高校・中学選手権とか、空手、剣道、柔道もほぼ武道館となるのか。

○スポーツ課

そのとおりである。

○奥出委員

指定管理者が自由に企画できる時間はあるのか。

○スポーツ課

指定管理者が武道教室等を開催しており、教室を開催するだけの時間は確保できている。

○小島委員長

大きな施設なので、コンテンツを広げていながら、武道館の役割や社会的な課題解決を考えていくと、色々な可能性が見えてくると思う。

### 〔西湘スポーツセンター〕

#### ○小島委員長

西湘スポーツセンターにある「未病センター」は、具体的にどのような施設なのか教えていただきたい。

#### ○スポーツ課

未病センターは、現在、県内のあちらこちらにあるが、この西湘スポーツセンターの施設は令和2年度に設置し、医師等の常駐はないものの、体組成計や血圧計等による健康のチェックができるような施設になっている。また、週に何回かは定期的に健康支援プログラムの実施や、健康運動指導士を招いたアドバイス等を受けられる場所になっている。

#### ○小島委員長

これはいわゆるフレイル的な施設と理解した。予防医学というか、病気の一步手前の方に向けた施設ということだろう。総合型スポーツクラブと連携し、協力体制を結んでいると書かれているが、そこはかなり重要だと思っている。

また、SDGsを掲げているので健康支援プログラム等があるようだが、それほど参加人数が多くないようだ。資料2-4では子供のかけっこ教室やテニス教室は参加人数が多いようだが、健康支援プログラムはそれほど多くない。未病、医療、ヘルスプロモーションに関して団体との連携ができているのか。SDGsと言うのであれば、障がい者スポーツにも取り組んでいるのか。

#### ○スポーツ課

障がい者スポーツへの取組はあまりない。

#### ○小島委員長

総合型スポーツクラブが障がい者スポーツに取り組むことはかなり重要となっている。重度障がい者向けにもボッチャという球を転がすスポーツがある。経済的事情でなかなかスポーツジムに通えない方もいる。医師に聞くと、健康は食と生きがいと運動ということなので、食と生きがいをどうやって連携させるかが課題である。

高齢者の利用が多いというお話があったが、質的な分析も考え、利用状況の統計を取っていくと良いかもしれない。

#### ○奥出委員

民間が運営した方が良いこともあるが、公的施設がゆえに利用者からすると料金的に通えるということもある。やはり障がい者向けの教室は民間では難しい。例えば、委員長がおっしゃったボッチャ教室を民間がやろうとすると、「収益につながるのか」という話になる。公的施設の場合でも、自主事業で対応するのは難しいかもしれないが、企画事業の中に織り込んでしまえば、ボッチャ教室のような教室が安価で開催できて、健常者と障がい者が交流できる場を提供することにもなる。そういった公的施設ならではの企画提案を指定管理者にリクエストしてもらうことは、県としても大義が立つだろう。

#### ○小林委員

スポーツ会館から続いていることだが、モニタリング結果報告書の施設の利用状況の記載は、おそらく最初からこの様式になっていると思うが、この様式に当てはまる施設もあれば、もう少し細かく分析した方が良いような施設もあり、ちょうど3施設続いたと思ったところである。施設の利用状況は、それぞれの施設の特性に応じて、分析しやすいように書き換えることはできないのか。

#### ○事務局

各施設の評価に関しては、一律の基準で3項目評価を行っており、施設ごとに評価基準を切り分けるようなことは考えていない。なお、目標値のあり方に関しては、施設の特性に応じて、所管課で工夫して設定できることになっている。

#### ○小島委員長

評価そのものは、統一基準でやらないといけないという説明だったが、その下の所管課評価という部分で、所管課が読み取っていくことが重要となる。この数年間はコロナ禍で落ち込んでいたから、量的な推移だけ見ていれば良かったけれども、ポストコロナが続き、200や300まで上がることはないはずなので、110とか120のところずっとフラットになった時にきちんと分析をしないと、その数字にはほとんど意味がなくなってしまう。公共施設の場合は人数を集めることももちろん大切だけれども、人数の集め方の質をどうするか。その部分は所管課が読み取っていくことなのだろうと思っている。

#### ○事務局

ご指摘のとおり、3項目評価は量的評価の項目であることから、数字を当てはめれば客観的に結果が出てくるという意味で公正平等な指標となっているが、その表れた結果の意味合いをどう捉え、どのように対外的に説明していくかは重要な点であると思うので、改めて所管課とも共有しながら、今後の公表に向けて調整していきたい。

○小島委員長

それぞれの施設について、個別の外部評価委員会あるいは第三者委員会があれば、当然そういうことを議論すると思われ、結果を施設の利用状況の評価に定性的に書いていただければ良いだろうし、そういう外部委員会がなければ、所管課が読み取って書く必要がある。

〔秦野ビジターセンター及び西丹沢ビジターセンター〕

○佐藤副委員長

資料3-2に障がい者就労施設への積極的な業務発注に努められていると記載がある。これは具体的にどういった業務を発注されているか、教えていただきたい。

○自然環境保全課

ご質問の件は情報を持ち合わせていないため、後日回答させていただきたい。

〔後日確認結果〕

ビジターセンターに関する業務での業務発注の実績はないが、現指定管理者は調達の実績を出しており、物品及び役務の調達に際し、障がい者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めているなど、積極的な業務発注に努めている。

○小林委員

山のトイレに行くとチップ100円などと書いてあると思うが、こうしたチップは利用料金に入っているのか。山のトイレの管理も指定管理者が行っているのかお聞きしたい。

○自然環境保全課

山のトイレの多くは県で設置したものだが、その維持管理の形態は色々と別れていて、県が直営で管理しているトイレもあれば、市町村と協定を結んで日常管理をしていただいているトイレも多くある。ビジターセンターについては、山のトイレの維持管理は指定管理業務に入っていないため、収支には含まれていない。

○小島委員長

コロナで落ち込んだ団体の利用は戻っているという理解でよいか。学校は課外活動などを全部止めてきたと思うが、戻ってきているのか。

○自然環境保全課

詳細なデータは持ち合わせていないが、傾向としてはそのとおりである。

○澤田委員

資料3-2の事故・不祥事等への対応のところで、館内で急病人等が出たときのフローを定めていたり、訓練されていたりすることが書かれている。

ビジターセンターの性質上、ここを起点に山登りをされたり、ハイキングをされたりという方がいたり、ビジターセンター単体で使う方もいらっしゃると思う。特に今のような暑い時期は、山で倒れたり、助けが必要だったりといった場合、どの辺りまでビジターセンターで把握されるフローができているのか教えていただきたい。

○自然環境保全課

山岳遭難については、一義的には県警や各市町の消防本部が対応することになる。ビジターセンターの役割としては、マナー登山や登山届を出していただく等の普及啓発を地元の団体と連携しながら行うことである。

ただし、西丹沢ビジターセンターは山奥深い場所にあり、西丹沢ビジターセンター周辺で山岳遭難が起きた時には、ビジターセンターが救助拠点になるため、県警や消防本部の方の駐車場や打合せ場所の確保という形で連携して対応している。

○小島委員長

YouTube等でバーチャルの自然体験をできるサービスはあるのか。

○自然環境保全課

県の自然環境保全センターというところでVRを撮っていたことは承知している。

○小島委員長

丹沢だとSDGsの観点から言えば、生物多様性がある。相模湖の方なら神奈川県水源環境保全税があるので、その観点からPRできると思うが、新型コロナウイルス感染症が収束に向かっている中で、来ていただいた方に楽しんでいただくことを超えたSDGsの取組が次のステージの話になると思っている。

○小林委員

パンフレットにある自然体験もビジターセンターの自主事業として行われているのか。

○自然環境保全課

講師の派遣等は自主事業だが、自然観察会については指定管理業務として行っている。

○小林委員

ビジターセンターは朝9時から夕方4時半までやっているとのことだが、遅い時間までいると山道が危ないと思う。館長は夕方4時半までいて、それから下山されるのか。

○自然環境保全課

ビジターセンターは基本的に山の上ではなく、秦野ビジターセンターは秦野戸川公園という都市公園の中にある。西丹沢ビジターセンターも丹沢湖からの道路の突き当りにあり、特に問題はない。ただし、西丹沢ビジターセンターは、急峻な狭い道沿いにあり、大雨が降ると寸断される可能性があるため、雨の状況等を見ながら、閉館時間を早めるといった対応をしている。

○澤田委員

小島委員長がおっしゃったバーチャル体験のことだが、川の様子等がSNSで発信されている。これを見ると涼しい所に行きたい気持ちにさせられ、すごく良いと思った。

○小島委員長

プロモーションをどうしていくかということだと思うが、一方でオーバーユースの問題はあったのか。

○自然環境保全課

西丹沢ビジターセンターも秦野ビジターセンターも、展示室自体は広くはないが、オーバーユースという点でいうと、西丹沢の方は駐車場があまり多くないため駐車場がオーバーフローしてしまうという問題がある。やはり地形条件等の中で増やすことも難しいため、今は山北町と連携しながら、下流側に臨時駐車場を設ける対応をしている。増便は難しいと思うが、バス運行业者とも話をしながら対応している状況である。山そのものは、そこまで問題となっていない。

○小島委員長

山道が溢れることはないのか。

○自然環境保全課

丹沢自体が首都圏から非常にアクセスが良く、登山客の多い山塊であるため、登山道から逸れるということは従来から課題になっている。それについては県が構造階段とって、直接地面を踏みつけない形で、歩道を適宜入れることや、みろく山の会等の団体の方と協定を結び、区間の登山道の管理をお願いすることで対応している。

〔全体総括〕

○小島委員長

新型コロナウイルス感染症の影響もあって、これまではどの施設も耐え忍んで、何とか乗り越えていきましたという目線で見えてきたが、今後は少し目線を変えていかないといけないと思っている。最終的には、指定管理者制度を通じて、地域課題をどうやって解決していくかというアウトカムの目線を持つということ。

例えば、県営住宅は役割が大きくなって、社会的包摂の最後の砦となった。そうすると、利用状況も収支状況も単に良かったということではなくて、その先の、どのように社会的な課題の解決に繋がるかという目線を持つことにスイッチしていかないといけない。神奈川県がSDGsに取り組んでどういったところで持続可能な開発目標に貢献することができるか、指定管理者にお願いすることでESG経営にどのように繋がっていったか、といったことを所管課が定性的に分析していくことがポストコロナで必要なこととなる。

資料の記載に関して言うと、最初の県営住宅で4地域とも同じ記載という指摘があったが、そういうところは丁寧に書き分ける必要があると思っている。

次期も指定管理を継続していくとしたところは、現在の事業者をお願いするかではなく、引き続き指定管理者制度を導入するかどうかの判断が重要である。

赤字が継続している施設では、受け手側も赤字が続くのだったら指定管理を受けないという事業者が出てきて、万が一なり手がいなくなれば問題となる。そこはお互いプレーヤーと発注者の良い形があると思うので、解決の方法を考えていく必要があると思う。

## 議題5 「その他」

(次回の開催等について事務局（行政管理課）から説明)

○小島委員長

以上で令和5年度第1回指定管理者制度モニタリング会議を終了する。

以上